

## 第七節 文化と宗教

### 一 郷土の文化

近世における郷土の文化を述べるについて、この町域すべてのことについて記し、これを明らかにすべきところであるが、残念ながら、その希望を満たせるほどの史資料の類が乏しいことを、しみじみ感じている。ひとくちに文化といっても、範囲が広く、推測だけであれこれ書き進めるわけには行かないで、既刊の史誌や限られた資料の中から拾つて紹介することにする。

#### (一) 寺子屋

寺子屋とは、江戸時代に庶民の子弟のため、初級の教育機関として、いわゆる読み書き、そろばんを中心とした生活基本的な教育を施したものである。武士や僧侶、神官や医師、庄屋などがその經營に当たった。

その昔、鎌倉・室町時代の教育が専ら寺院で行われたことにその起源が求められるという。

現在の大字が当時の村の単位であるので、小規模の村はともかく、ほとんどの村には寺子屋があつたものと思われる。江戸時代後期から幕末・明治にかけて存在した寺子屋は、明治五年（一八七二）の学制頒布による小学校開設によってその歴史的な使命を終えた。

『福岡県史』などの文献には、犀川町域の寺子屋個々の名称はとどめ

ていないが、その伝承を遺しているところとして、神官、医師あたりが運営に携つたとされる本庄、横瀬、帆柱ほかの各村がある。

郷土の貴重な近世史料である長井手永大庄屋文書の中に、大庄屋から村々の庄屋に宛てた関連文書があるので次に紹介する。

これによつてみても、寺子屋風のものが各村々にあつたことが推測できることである。

（安政二年（一八五五）

公義御法度ニ付若者ニ至迄兼て堅相守聊心得違無之様、猶又最寄手習師匠手本ニ認徒筋自然と相心得寵候様被取計事。  
（以下 略）

正月八日

長井 磯 七

村々庄屋中

新年にあたり、村々へ告諭する時期、特に村々の庄屋あてに、幕府などが禁止している事柄について若い者たちまで、前々から厳しく守り、少しでも心得違いをしないよう、なおまた、近くの手習師匠に禁令を手本に書かせ、撻のことを自然に心得ができるよう取り計らつてもらいたいという内容となつてゐる。

現在の広報活動の形で触れる禁止事項を周知させていたことがわかる。

寺子屋の修業年限や、その内容については特に規定といったようなものではなく、主宰者の裁量によって運営がなされていたようである。

『築上郡史』によれば上毛郡友枝（現築上郡大平村）の寺子屋はやや組織だつていたとされるので挙げてみよう。主宰者は小野勇平である。

学習年限をおよそ四か年として習字、読書、算術の初步を教えている

(第107表)。

第107表 上毛郡友枝の寺子屋の修学課程

課 目	一 年				四 年
	二 年	三 年	四 年		
習 字	名 片假名、平假 名	大和巡 り	業往来、商 業往来	風月往来、商 業往来	
讀 書	な し	な し	大学、中庸	論語、孟子、十 八史略、文章軌 範の素読	
算 術	加法、減法 一算、除法、乘除法は八算、見	乗法、除法、乘除法は八算、見	庭訓往来	庭訓往来	
な し					

## (2) 藩校

小倉藩では、幕府の学問奨励の方針に沿って、藩士たちに学ぶことを勧め、その資質を高めるべく藩校を設けた。

宝暦八年（一七五八）、第四代藩主忠総が、京都から招いた朱子学者石川麟洲に漢学塾思永齋を開かせたのである。ここで藩士の子弟に朱子学による教養を受けたのに始まり、逐次その制度や内容などが整えられていった。

その後三〇年で思永館となり、さらに一〇〇年を経て教学の実を挙げ、暮末に至ったものだが、長州との戦いに敗れ、小倉城と共に学舎も全焼している。そのころまでは官学である藩校は、小倉城下にあって、もちろん士分の者の子弟たちが修学する場所でしかなかった。

ところが、慶応三年（一八六七）田川郡に仮の藩庁が置かれ、香春の光願寺を仮学館として、思永館が再開されることになった。

この時期藩士たちは、小倉を退去してそれぞれ、田川、仲津、築城の大橋洋学校が開校している。

各郡の村々へ止宿していたこともあって、多くの支館が設けられ、当初は田川郡田原外十数か所に設置したとされている。

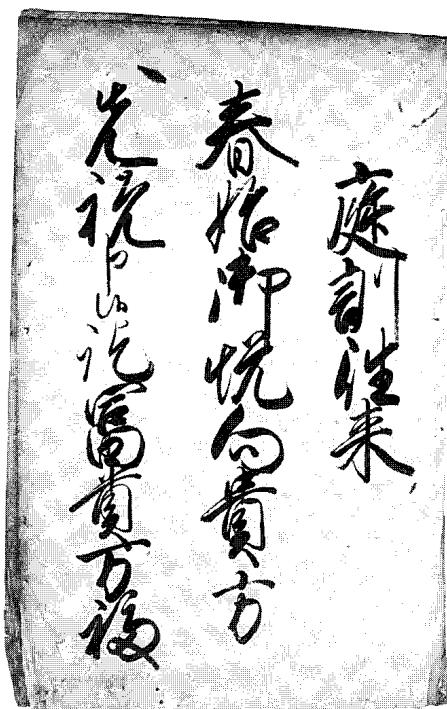
さらに明治元年（一八六八）、城地が錦原（現豊津町）に決まり、このことが公布され、人心を一新して広く人材を登用しようとした。思永館も今までの名称を育徳館と改称した。

入学資格についても、下級武士にまで広げ、その教科も、皇、漢、洋の三学を行うことになった。本町域にも支館が、次の三か所に設けられた、いざれも過渡的なものであった。

大村支館 仲津郡大村 瑞龍寺、明治二年～四年ごろ  
本庄支館 同郡本庄村、場所、時期など不明

木井支館 同郡木井馬場 即伝寺、明治二年～四年ごろ

その後、明治三年、仲津郡大橋（現行橋市）に育徳館の分校として、



昔の教科書「庭訓往来」(永沼文書No.295号)

結局、仲津郡では、大村支館、今井支館が残り、築城郡では、築城支館、伝法寺支館の四館になり、明治四年ごろまで続いたようである（第108表）。

明治三年一月開学された育徳館は、藩の近代化を目指して、士民の別なく修学を許すことにしているが、農工商などいわゆる民の側は、やはり私塾の方を選び、育徳館で肩を並べ学ぶようになるのは、もう少し先のようである。程なく廃藩置県が行われた後は館を改め育徳校としている。

明治初年の藩校育徳館には、旧藩士の子弟のほか、佐幕に殉じた旧会



「金蘭簿」



「金蘭簿」の大森藤三の書と絵

津藩士の子弟の遊學もあり、館内には寄宿舎が設けられていたという。ところで年代は少し下がるが、ここに「明治十七歳、金蘭簿」（市川柳影）と記す交友録といった冊子がある（山鹿一川淳江氏蔵）。

その交友中の一人に、後年、県立豊津中学校（現豊津高校）の第二代校長として令名を馳せた、大森藤三（茂）・号紫川の署名墨書で「北豊築城郡深野、寒生（貧しき書生の意）当時豊津中学校舎寄留学生」と書かれている。

冊子の右の半ページには、窓枠のついた寄宿舎とおぼしい建物その他

が描かれ、明治以前からあつた寄宿舎ではないかと思われるのである。

慶応二年生まれの市川と同三年生まれの大森はこの年数えで十九歳と十八歳になつてゐる。

ちなみに金蘭とは、中国の古書『易經』に出てくる言葉で、親しい友の交わりをいい、『広辞苑』によれば、親友の氏名・住所などを記した帳簿を金蘭簿といふとある。

第108表 藩校育徳館の支館の状況

支 館 区 分	教 官 生 徒				
	大 築 今 井 村	二 二 一 二	七 五 九 一	四 〇 三 五	三 五 五 六
計	七	二	五 八 〇	三 五 三 一	三 五 一 九
	三〇四	一 五 九	一 四 五	一 九	一 九

(『京都郡誌』から)

### (三) 私塾

幕藩体制の基盤が定まり、封建制度における各層の階級が厳しく分別された時期には、この犀川町域の占める農山村地域はすべて生産の場であつた。庶民の生活はすべてが年貢の米麦その他、林産物の生産などといつた労働に結びつき、明け暮れていた。商工業について言えば、ごく小規模な経営が許可制によって行われていたにすぎない。

恐らく時間の余裕などといったものはなく、厳しい生活が続いていたものと思われる。

日常の生活についてのもうもの制約は、機会あるごとに禁止や規制

の触れとなつて、文書の通達または村社に設けられた高札場の掲示によつて周知徹底が図られたのである。

したがつてこの時期においても、文字が果たした役割は、意思伝達のための手段として欠くことのできないものであり、神職、僧侶、庄屋層などは、幼時からいすれかの教育機関で文字を習得しなければ日常の用が足せない状態であつたと思われる。

幕末期には村々(今の大字の区域)の指導層の子弟は、寺子屋クラスの初学を終え、それぞれ親元を離れ、遠くの著名な私塾へ遊学し、儒学を基本とするところで勉学に励んだ様子が記録によつて窺うことができるのである。

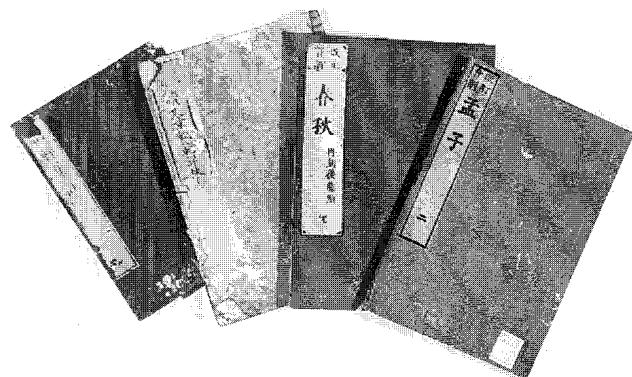
遊学先 特に著名な豊後の日田の咸宜園(塾主 廣瀬淡窓、同青醒窓、精斎)、京都郡(現行橋市)水哉園(村上仏山)が遊学先として挙げられる。彼らはそれぞれ筋奉行へ願い出て許可をもらい就学した。

犀川町域の遊学者名簿を掲げる。

咸宜園遊学者 豊後日田の咸宜園遊学者を入門簿からみてみる

(『福岡縣資料』から)。入門簿には欠落した部分もあるが、掲出されている現在の犀川町域分は次のとおりである。

## 第2編 歷史



咸宜園での教科書（永沼文書No.297号 298号 299号 300号）

第109表		咸宜園入門簿		(抜粹)	
文化	三・四・一〇	入	門	年	月
文政	一二・八・八	同			
天保	五・六・一六				
同					
天保	五・六				
明治	久一・四・二六				
同	三・三・九〇				
天保	五・六				
文久	一・四・二六				
同					
仲津郡木井村		住			
仲津郡伊良原					
豊前小倉領下伊良原					
仲津郡上高屋村					
仲津郡花熊村					
仲津郡生立社					
仲津郡大村					
森稻熊田村	白	所			
田谷中上川川	明秀寺	氏			
吉太郎	則(即)傳寺法觀	則			
実	法雲				
祖養恭德蘭円	成哉				
守淳輔治哉	成哉				

讀五子

洪憲先生口述

洪憲先生口授  
蘆瀨孝之助筆記

梁惠王上下篇專載告人君之言  
以王政爲主孟子游學在齊之後  
今以此章置首以其黜刺而宗仁  
義爲一部大旨也

讀孟子テキスト（永沼文書№296号）

ここに、咸宜園における教科書と教材の写本ノートがある。

淡窓先生口授、廣瀬孝之助筆記のテキストを在塾時に写したもので、標題に読孟子と書かれている。恐らく指導者孝之助の手だと思われる朱筆がそこここに加えられており、塾の雰囲気が伝わってくる。末尾に「宜園の塾にて写之」としてある。

水哉園遊學者

る（第109表、『京都郡誌』から）。

**水哉園遊学者**　　京都郡の水哉園入門者中、現在の犀川町域分を挙げる（第10表、『京都郡誌』から）。

一五歳以上で、既に寺子屋でのいわゆる読み書きや素読などの初学講座を終えた者が受講しており、犀川町域の受講生は七一人を数えてい

る。『京都郡誌』によれば、仏山の門人は一一二〇人、嗣子静窓の門人が一四八人、合計一二六八人に及んでいる。

『郡誌』にはこの水哉園の記事のあとに「水哉園の外に私塾無きにあらざれども、其の廢置の年代沿革等詳ならざるを以て、これを略す」とある。

第109表 藏春園（恒遠塾）入門簿（抜粹）

		天保四	入門年月日
明治二	弘化四	三・一二	
三	三	四・一〇	
一〇	二六	三・二六	
一〇	一〇	四・一〇	
同	同	同	住仲津郡帆柱
木井馬場	上高屋	柳瀬	木井
池田	西	文台寺	永沼
丘	盛太郎	嚴淨	貞庵
緑			三治
			所氏名

転塾願

転塾願 私塾への遊学中、転塾、今までいう転校をした事例の文書があるので掲げておこう。藏春園（恒遠塾）から咸宜園へ移りたいという願いを出しているが、これは明治四年（一八七一）の記録であり、藩支配所として民事課印を申し受けている。これは、遊

学先の塾頭の遊学を機会に転塾を申し出ている。

奉願口上覚

(明治四年) 願之通未七月廿日、私儀是迄恒遠敬吉郎殿方へ入塾仕居候所、同人儀遊学他行被致候ニ付此度日田表広瀬孝之助殿方へ入塾仕度奉存候間何卒御印鑑被仰付被下置儀奉願候為其願書差上申候、以上

未七月

右之通願出候ニ付宜被仰付可被下候、以上

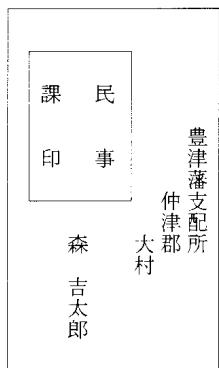
森吉太郎

豊津藩御役所

長井又藏

この願いに対し次のとおり許可されている。

ちなみに広瀬孝之助は淡窓の甥広瀬林外である。なお森吉太郎は長井又藏の息子で後改姓及び改名をして永井知三となる。明治の三犀川村合併時の西犀川村長を務めた。



花熊村	郡医	御目見
山鹿村	手永頭医	
木山村	同	
同村同		
大村同		
喜多良村同		
本庄村同		
熊谷	清田	養淳
	清田	玄庵
	簡井	寿軒
	(西)周民	熊谷
	清田	元碩
	清田	玄道
	元碩	寿育

別紙の通被差候間此旨可被申達候也  
七月廿日

医師修業 異医、浪人医などの名称があり、資格取得のためには、本道(内科)、外科とそれぞれ直接弟子入りをして技術などを学ぶ必要があつたものようである。

当時幕府や各藩には、それぞれ高名な、お抱え医師がいたことは知られているが、地方においても、そのころの人口に比し、割に多くが名を連ねており、「永井文書」(長井手永大庄屋日記)の明治二年の記録によれば、次のとおりである。

その豊津県も同年十一月十四日までのわずか四か月で今度は小倉県となるめまぐるしい過渡期なのである。短いその間に同県名で発行された咸宜園遊学時の民事課印を押した現物写真を紹介する。



遊学許可印 (永沼文書 No.339号)

ところで右の七月二十日とあるのは、既に七月十四日に廢藩置県が行われて、新しく豊津県が誕生しているのであるから、行政の末端ではまだ従前まま執行されていたものと見える。

ところで右の七月二十日とあるのは、既に七月十四日に

廢藩置県が行われて、新しく

豊津県が誕生しているのであ

るから、行政の末端ではまだ従前まま執行されていたものと見える。

統命院村同	柏村 杏白	奉願口上覚
崎山村住伴節庵様	伴 良楨	私梓玄道儀醫術執行此度長崎表江差出申度當御時節柄奉恐入候得共何卒宜
厄界	御聞通被下置御印鑑被 仰付下奉願候 以上	
古川村住宮本岩之		
助様同		
久富村当分住居		
牧野弥次右衛様同		
古川村宇野岡右衛門様同		
柳瀬村当分住居		
渡田見縫之助様譜代		
大熊村当分住居		
築城郡小原村產		
一川定之亟		
宇野 養甫		
和田藤左衛門様		
(注)仲津筋奉行		
右之通願出候ニ付宜被 仰付可被下候 以上		
大村郡医東庵梓玄道儀為醫術執行此度長崎表江差遣度段願之通被申付候、尤發足日治定の上届得ハ御添合鑑御渡三相成候、此旨可被申達候、以上		
二月十六日		
和田藤左衛門		
往来証文には、郡奉行名があり、奉書包みには郡代(藩の民政担当六郡の長)杉生募の表書きがある。		
「永井文書」中に、医者が息子を長崎へ医術修業に出した時の一連の記録がある。		
1 伴玄道を長崎へ医学修業に出したいので許可願いたく、ご印鑑を下さるようお願いします。		
2 願の通り申し付ける、出発の日が決まつたら知らせること。添状と合鑑を渡す。		
筋奉行→大庄屋あて		
別紙として ○長崎役人への添状 ○合鑑 ○往来証文		
この文書には、元治二年とあるが、改元があり、慶応元年(一八六五)である。		
当犀川町域においても、在郷の俳壇といつたようなものが持たれていしたものと思う。中央に連なるいわゆる宗匠クラスの人々が何人かいて、地		

方に俳諧を広め、盛んであつたことが想像されるが、残念ながら今のところ指導者の名前などわかつていらない。

百姓を農作業に専念させるため、もろもろある遊芸の範疇に俳諧も入れられた上で、別項で紹介されている連歌興行などのことも、原則としては当時、度々禁止の触れが出されていて、厳しい取り締まりが行われている。

見方を変えれば、陰ではかなり行っていたものと見ることができよう。

六郡大社の一つである、生立八幡宮（当時）における公式の日和乞い、雨乞い、悪疫退散などの祈願神事では藩の許可を得て、神樂や樂、子供相撲が行われ、または踊り、操りなどと共に連歌興行が許された記録がある。

連歌の上の句ともいうべき俳句は元禄のころから流行したとされるが、俳句をたしなむにはやはりそれなりに文字を学ぶ必要があった。

今では優雅な部類に入る茶の湯、生け花、謡曲なども含めて遊びごとに関する芸能は、單なる遊芸として表向き禁止されていたようだが、先に記したように、神社に関連した連歌などの催しは行われていたということから、日常の忙しさの中にも何らかのうるおいを求めて、娯楽や遊芸的なものもそれなりに底辺を広げていたようだ。

人々の集まりは徒党と誤解され、厳しく取り締まりがなされた。しかし時には特例として、病を癒すためという理由をつけて願い出て湯治に行くことが許されている。これとて費用のこともあり自分の足が頼りの旅である。時に足痛を理由としたものがあり、理由は形式的なものだったような氣もある。

ここに文化年間（一八〇四—一八）ごろと思われる俳句入りの紀行文がある。表紙には「豊後温泉紀行」と書かれている（永沼文書No.27号）。その一部を紹介してみよう。筆者と同行者は次の三人である。

筆者　幽月亭　松古  
同行　旭映舎　梅里

〃　末広惟益

筆者は当時としては、かなりの知識人であったようで、野峰を越えて湯布院への湯治の途次、帆柱へ立ち寄っている。旅を終わって後、紀行文の写しを届けたものかと思われる。立ち寄った永沼の家では当主が不在であったと書かれているが、その当主も俳句を多少はかじっていたらしく、洞雲舎という古木の掲額を今に伝えている。

途中の景物を観賞しながらの旅である。文中には俳句または連歌風の作品を書き残している。その中に野峰附近の描写がある。

涼しさは瀬の音のみの井の蛙　松古

など「すさみて、杖を進めんと急ぎ候なり、諸木覆ひ茂りて薄ぐらく、道は草深くして踏みわけがたきに、用意の火打とり出して、腰の煙管をつまみつ

つ

耳の慾にすすむ山路やほととぎす　松古

斯て野峰越を攀登るに、尤奥深く、梅、楓、櫻やらの古木、大あり小あり、薄のじとくに透間なく條を交じへ峰も麓も見へわからず、踏みならす岩角は苔滑らかにして、猶嶮岨なり、聞ゆるものは颶々たる風音のしらべにかんこ鳥羽の繁きことの凄し。

心細う攀る峠や五月闇　松古

扱漸絶頂ニ上りて携へし一瓢を取出し、しばし休らい汗を沈めた、又禁をさ



豊後温泉紀行（永沼文書No27号）

して下る折り折り時節の空臺りを催ふし天相俄かに変りけらしぬ

踏む岩角にそれ苔の花

(下毛郡山国町)

松古

淋しさは雨さみだるる山路かな 惟益

それより杖を曳きて行くに榎木となんいえる里にたどり着き、先は農家に立寄りて茶を請ひしばし憩い侍りぬ。此処帆柱村より行程式里に足らぬよし。下毛の郡にして奥平公の守領なり（下略）

#### 五 遊 芸

度々の触れ書きなどで繰り返し無駄を省き、働き一途を勧奨して飾りがましいことや遊芸に類することはすべて禁止して厳しく取り締まりをしているが、村々にはいわゆる目明しといった探索方も入っていたようである。

取り締まるということは、法に触れることが行われていたことの証でもあると思う。

文化年間の触れ書きから一部抜粋すると

一、開幕、将棋、連歌、俳諧、生花、取扱候(義不相成候事)

一、郡中江他より参候、連歌、俳諧師、碁、将棋、生花之師、其外遊芸致候者不差置候事

（永沼文書No57号）

庶民のささやかな楽しみである右に記された一連の技芸などは、表向き行つてはならず、また郡中へ他所から入つて来る指導者たちを引き止めるることはならないということであり、何とも厳しい通達ではある。このほか村へ入り込む念佛踊り、盆踊り、俄などもすべて取り締まりの対象とされている。

連歌については神社で興行が許可され、生立八幡神社、橘八幡神社そ

の他で行われていたことが残されている（その他の文化財参照）。日和乞い、雨乞い、五穀成就、悪疫退散、牛馬安全などの名目で祈禱の演目には、小神樂や楽、踊り、神書講談、連歌、子供相撲などが奉納されるが、これは許可制による例外措置であった。

ある村では、碁を打ったかどで庄屋村役以下呵<sup>レガ</sup>（罰の種類、今でいう譴責）を受けたという記録がある。

嘉永元年（一八四八）（永沼文書No.39号）

「御用日記」

裁許状

□□□□村

□□□□□  
□□□□□  
□□□□□  
□□□□□

其方共當六月庄屋□□休宅□□村において畠碁取扱候段兼て申付置候様を背不相済事に候依之急度呵申付候

#### (六) 世相片々

郷土の文化を述べるのに、当時の教育の状況を中心とした記述をして来たが、庶民の日常における生活の実態は果たしてどのようなものであつたのかよくわからない。しかし捷に縛られた枠の中での暮らしは何とも厳しいものであつたと思われる。

文化という言葉に最も遠いことだと思うような出来事が近隣に相次ぎ起こっている。これらを紹介して、当時の世相を探つてみることにする。

まず記録の中に出てくるものは盜難である。いわゆる窃盗がそのほと

んどを占めており、たまに強盗傷害事件があつて指名手配も見られる。次に多いのが捨て子である。生活苦からか、不義などによるものなのか理由は明らかでないが、寺や裕福な商家、または医師などの家の門先に置き手紙をして捨てて行くケースが多い。

捨て子については、捨て親探しの厳しい詮議<sup>せんぎ</sup>が行われているが、不思議なことにこれが見つかっていないのがほとんどである。何か民衆のしたたかさといったものを感じてならない。子供を抱いた女または背にした二人連れが人目につかないはずがない。調べが单に形式的なものだったのか、互いにかばっていたものだろうか。

ただ一件、企救郡の方で捨て親が見つかり、見せしめのためその父親が引き回され、田川郡越えで、現犀川町内の村々を経て次の区域へ送られた記録がある（永井文書、長井手永大庄屋日記）。

ところでの書類は、犀川町の周辺の行橋市、豊前市、田川市の区域に起つた盜難、捨て子、家出などについて筋奉行から大庄屋へ宛てた手配書である。村々の庄屋へ急ぎ申し触れするよう回し大庄屋から持ち回りに用いた文書の原物であり、節丸長左衛門が回覧に付し、吉岡—上原—光富—節丸（以上、現豊津町）—犬丸—内垣—末江—下高屋—上高屋—木井馬場—横瀬—下伊良原と続き、末尾にそれぞれ拝見と書かれている。以下、上伊良原、扇谷、帆柱の行き止まりでその書類が遺されているのである（永沼文書No.161号）。

左の通り早々被相触候 以上

七月十七日

細野健助  
(佐津郡筋奉行)

		大庄屋中	
(盜難)		一、 同單物織 壱 但 浅黄と紺の堅縞、黒の紐打紐付	
一、 鮫柄脇指		一、 女袴 壱 但 おめし納戸うら崩黄	
但、鉄鍔目貫赤銅ニ銀		一、 同帶 壱筋 但 千歳茶紺ニ紫ちりめん、御へら替	
結縞男帯		一、 子供單物 壱 但 糸入紺かすり堅縞三つ身	
紺□□と帯	同	一、 白米 五斗ほど	
縞式丈余		メ 八品	
肌着		右ハ先月廿七日夜当村甚内と申者方裏口之戸ヲ明ケ盜人入右之品々盜取候 付早速方々相尋候へ共行衛相知レ不申候、仍御注進申上候、以上	
男單物		子 七月	
大風呂敷		下検地村庄屋	
小風呂敷		七三郎	
女帷子	老つ	(現行橋市)	
小倉織男帯	老つ 但紺ニ静嘔堂之字染付	(京都郡久保手永大庄屋)	
雪駄	老つ 但崩黄ちらし付	久保彦九郎	
メ 拾老品	老つ 但縞子形付		
右ハ当月六日夜当村医師琢甫と申者方江盜入右之品盜取申候、早速方々 相尋候へ共行衛相知レ不申候、仍御注進申上候、以上			
七月十六日			
(現田川市)			
伊加利村庄屋			
植木直兵衛			
(田川郡伊田手永大庄屋)			
伊田孫兵衛			
(現豊前市)			
市丸村庄屋			
兵三郎			
(上毛郡岸井手永大庄屋)			
岸井廉平			
(現田川市)			
伊田孫兵衛			
一、 男袴 壱 但 茶紺堅縞			
二、 同單物 壱 但 どぶ返し形菱			
一、 浴衣 壱 但 地白、両面小形付			
生後二か月にも満たない乳児を捨て、わずかに紅襟の単物に継ぎのあ			

たつた袴を着せただけの親の心情を思うとき、何とも哀れでならない。

(家出)

□□□村

□兵衛卒

□吉

一、歳式拾壹

右ハ兼て病身にて少々乱心躰に御座候所、一昨十六日夜九ツ時過宿本不計  
籠出申候、

然所初夏以来より稻家二階に相休候節も御座候ニ付□□方ニ又々二階にも罷  
出候儀哉と奉存候、家内のもの聞掛も不仕候所昨日朝飯等相仕廻候得共帰り  
不申ニ付二階ニ参り見申候不申候間早速親類共ハ勿論隣家の者尋方致候  
之段申出候ニ付村方人別をも尋方ニ差加夜中迄方々相尋候所新町より上野夫

より飛松菩提村（いすれも現在京都郡勝山町内の地名）之様参候を見受候もの御  
座候段相聞候間曉より又々人別不残右方角山々色々夜ニ入候迄種々相尋候へ  
共行衛相知レ不申候狐狸之所迄共に御座間敷や尚此上尋方をも為仕可申候へ  
共先ひきよ通右之段御注進申上候、以上

子七月十七日

同村庄屋

治郎兵衛

久保彦九郎

(行き倒れ)

一、歳四十五位の男老人

但、浅黄縞はぎ縫伴袴ツヅ着

一、所持の品、木綿袋袴ツヅ限

外は何さへ所持不仕候

右之通り村々人別早々申触若見聞之もの有之候ハバ早速申出候様ニと存

候、以上

八月朔日

(仲津郡節丸手永大庄屋)  
節丸長左衛門

右の者当村氏神社前三行倒相果居候段當村仙七と申者今朝見出其段申出仕  
候ニ付早速籠出見分仕候所相違之段も無御座候間死骸ニ番人付置申候仍御注

村々庄屋中

吉岡

拌見

上原

拌見

光富

拌見

節丸

拌見

犬丸

拌見

内垣

拌見

末江

拌見

下高屋

拌見

上高屋

拌見

木井

拌見

よこせ

拌見

(横瀬)

下さい

拌見

(下伊良原)

この申し触れに子歳と記載があるので、当時の節丸長左衛門（藤河氏）  
の在職期間、天保八年（一八三七）から弘化二年（一八四五）の間の天保  
十一年の記事である。

同じ天保十一年の永井文書（長井手永大庄屋日記）の中にも当時の世相  
を語る出来事が散見されたので、次に記してみよう。

覚

進申上候、以上

八月一日

本庄村庄屋  
利兵衛

□□村庄屋  
□助

右之通り申出候ニ付御注進申上候、以上

(指名手配)  
覚  
廣嶋出生  
□三郎

(長井手永大庄屋)

子六月

細野  
健助様  
(仲津郡筋奉行)

覚

(牛姿難)

一、女牛 一定

但黒毛歳四歳、後ニ一ヶ所差毛(外の色が交じっていること)有角常躰

右ハ当村茂七と申者方慶ニ繫置候所去ル十五日夜被盜取候ニ付方々相尋候得  
共行衛相知不申候仍御注進申上候、以上

九月十七日

右之通申し出候ニ付御注進申上候 以上

長井 雄太郎

本庄村庄屋  
利兵衛

細野 健助様  
(現朝倉郡)  
この盗まれた牝牛は、二十日ばかりたつた十月三日に探し出し連れ  
帰つてゐる。その記事は次のとおり。

筑前上座郡平村と申処ニ尋出し、一昨三日連帰申候此段御届申上候、以上  
十月五日

細野 健助様  
(現方城町)  
家の出入の結果については永井文書中に「覚」として次のとおり記録を  
載せてゐる。

左の通可被有触候、以上

八月七日

細野 健助

大庄屋中

此間御届申上候当村口兵衛等口吉其節より内々人別尋方仕今日苦提山寵懸  
相尋候處其茅立込候深谷之底ニ這（入）込居候を見出し候所未ダ存命ニ御座  
候得共以ノ外病氣大切ニ相見へ候ニ付早速連帰り介抱為仕候内無間も相果申  
候此段御届申上候、以上

七月二十四日

（現行橋市）  
上稗田村庄屋

次郎兵衛

久保彦九郎

先に捨て子の記事を紹介したが、この年天保十一年だけに限つてみても、永井文書の中に筋奉行を通じて手配書が回つて来ている件数が何と一三件を数えている。その範囲としては、現行橋市、豊前市、田川市、築上郡、田川郡と広い地域にわたっている。

なお捨て子の場所は、寺院二、医師宅二、その他九となつており、十二月や二月（旧暦）の寒空というのもあり、何ともやり切れないものがある。



持ち回り触れ書き（永沼文書No.161号）